

## 令和8年度 凍結防止剤仕様書

本仕様書は、冬期交通の安全確保のための道路路面凍結防止剤のうち、塩化ナトリウム及び塩化カルシウム（以下「薬剤」という。）について適用するもので、納入薬剤は下記に定める事項を満足するものとする。

なお、この仕様書に明記されていない事項については、発注者（以下「甲」という。）と薬剤納入者（以下「乙」という。）が協議の上決定するものとする。

### 記

#### 1 薬剤の納入時期

契約締結日から令和9年3月31日まで

#### 2 薬剤の規格

##### （1）塩化カルシウム（25kg 入り）

塩化カルシウムの品質等は、以下の規格を満足しているものであること。

| 品 質                                            | 粒 度              | 品質試験及び粒度試験方法                   |
|------------------------------------------------|------------------|--------------------------------|
| ①塩化カルシウム 70%以上とする。<br>②（1）塩化ナトリウムの品質②～<br>⑤と同じ | （1）塩化ナトリウムの粒度と同じ | （1）塩化ナトリウムの品質試験及び<br>粒度試験方法と同じ |

- （2）乙は、納入しようとする薬剤について、品名、製造元又は生産地及び品質規格を記載した品質証明書を甲に提出しなければならない。
- （3）品質証明書は、納入時まで提出すること。また、品質証明書は、日本国内の公的試験機関（大学等を含む。以下同じ。）が発行した証明書とする。
- （4）乙は、薬剤の品質に疑義が生じ、甲から品質規格についての試験を指示された場合は、その指示に従わなければならない。また、試験完了後は、その試験結果を速やかに甲に提出しなければならない。なお、試験に要する費用は、乙の負担で行うものとする。
- （5）乙は、（5）の試験の結果、品質規格に適合しないと判断したものについては、速やかに無償で交換しなければならない。

表1 薬剤10%濃度水溶液における許容限度

| 有害物質の種類                                 | 許容限度（1リットルにつき） |
|-----------------------------------------|----------------|
| カドミウム及びその化合物                            | カドミウム 0.03mg   |
| シアン化合物                                  | シアン 1mg        |
| 有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。） | 1mg            |
| 鉛及びその化合物                                | 鉛 0.1mg        |
| 六価クロム化合物                                | 六価クロム 0.2mg    |
| 砒素及びその化合物                               | 砒素 0.1mg       |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物                     | 水銀 0.005mg     |
| アルキル水銀化合物                               | 検出されないこと。（※1）  |
| ポリ塩化ビフェニル                               | 0.003mg        |
| チウラム                                    | 0.06mg         |
| シマジン                                    | 0.03mg         |
| チオベンカルブ                                 | 0.2mg          |
| セレン及びその化合物                              | セレン 0.1mg      |
| ほう素及びその化合物                              | ほう素 10mg       |
| ふっ素及びその化合物                              | ふっ素 8mg        |

|                               |                                                 |
|-------------------------------|-------------------------------------------------|
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 1 0 0 mg |
|-------------------------------|-------------------------------------------------|

※この基準は、排水基準を定める省令（昭和 4 6 年総理府令第 3 5 号）別表第 1 によるものである。

※1 「検出されないこと。」とは、同令第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

### 3 品質確認

薬剤の品質を確認するため、乙は、契約後速やかに納入しようとする薬剤を甲の立ち会いのもと採取し、表 2 の分析方法で試験を実施し、その結果を甲に報告すること。また、試験にかかる費用は、乙の負担で行うものとする。試験については、日本国内の公的試験機関で実施すること。

表 2 薬剤乾燥 1 k g 当たり許容限度と分析方法

| 項目           | 単位      | 許容限度   | 分析方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------|---------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | mg/kg 乾 | 1      | 日本産業規格（以下「規格」という。）K0102-3 14. 2、14. 3、14. 4 又は 14. 5 に定める方法（準備操作にあっては、4. 2. 4. 5 に定める方法を除く。）                                                                                                                                                                                                               |
| シアン化合物       | mg/kg 乾 | 1 0    | 規格 K0102-2 9. 4、9. 5、9. 6 又は 9. 7 に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 鉛及びその化合物     | mg/kg 乾 | 1      | 規格 K0102-3 13. 2、13. 3、13. 4 又は 13. 5 に定める方法（準備操作にあっては、4. 2. 4. 5 に定める方法を除く。）                                                                                                                                                                                                                              |
| 六価クロム化合物     | mg/kg 乾 | 5      | 規格 K0102-3 24. 3（24. 3. 7 を除く。）に定める方法（ただし、24. 3. 2 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。                                                                                                                                                                                   |
| ヒ素及びその化合物    | mg/kg 乾 | 1      | 規格 K0102-3 20. 2、20. 3、20. 4 又は 20. 5 に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 水銀及びその化合物    | mg/kg 乾 | 0. 0 5 | 昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「水質環境基準告示」という。）付表 2 に掲げる方法                                                                                                                                                                                                                                      |
| セレン及びその化合物   | mg/kg 乾 | 1      | 規格 K0102-3 26. 2、26. 3 に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| ホウ素及びその化合物   | mg/kg 乾 | 1 0 0  | 規格 K0102-3 5. 2、5. 5 又は 5. 6 に定める方法                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| フッ素及びその化合物   | mg/kg 乾 | 8 0    | 規格 K0102-2 5. 2 及び 5. 3、5. 2 及び 5. 4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）又は 5. 2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。）及び 5. 5 に定める方法 |

※この基準は、平成 1 5 年 3 月 6 日付環境省告示第 1 9 号（「土壌汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 5 条第 4 項第 2 号（令和 6 年 4 月 1 日施行第 6 条第 4 項第 2 号）の規定に基づき、環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法」）によるものである。

#### 4 輸送計画

- (1) 契約後、納入時まで以下を記載した輸送計画書を提出すること。  
①輸送経路、②輸送体制、③連絡体制、④緊急時の対応、⑤薬剤の保管方法等
- (2) 本薬剤の使用量は天候に左右され、かつ、その使用目的は冬期交通の安全確保にあり、薬剤の確保は緊急性かつ確実性を要するため、乙は、甲による随時・不定量の発注にも翌日午後5時までに必ず対応できるよう、県内の保管場所、収容量、代替輸送手段の確保等、その対策について万全を期すこと。  
特に国外産を用いる場合、国内に余裕をもって備蓄し、かつ、代替品（国内産等）の期限内入手手段を事前に確保しておくこと。この場合の代替品納入等に係る費用は乙の負担とする。
- (3) 薬剤の溶解性、潮解性等に対処するため、乙はその対策について万全を期すこと。

#### 5 包装袋

- (1) 薬剤の包装袋は、通常の積み卸し作業への支障や、保存による薬剤の性状劣化などがない材質であること。
- (2) 包装袋は、薬剤の使用後、乙が回収するものとし、関係法令を遵守の上、適切に処分するものとする。なお、処分にかかる費用は乙が負担するものとする。
- (3) 処分先、処分方法、リサイクル方法等に関する空袋処分計画書を、「4 輸送計画」と合わせて提出するものとする。
- (4) 塩化カルシウム25kgの包装袋には、その内包が『凍結防止剤』であること及びその主成分について明記すること。  
なお、表示に用いる言語は、化学記号を除き、日本語とする。

#### 6 購入見込み数量

塩化カルシウム（25kg 入り） 1,200 袋

※ 天候の状況等により購入予定数量に達しない場合がある。

#### 7 納入場所

納入場所及び引き渡し方法については、以下のとおりとする。

- (1) 納入場所：米子市糀町一丁目160番地 鳥取県西部総合事務所米子県土整備局車両基地
- (2) 引渡方法：甲が指定する場所に荷卸しすること。